

保育現場における職員と児童との適切な関係を保つ対策について

令和7年7月25日
こども未来局

1	国の保育現場における性被害防止対策の推進	…	2
2	本市の取組み		
	(1) 保育者の教育	…	4
	(2) 民間保育施設への支援	…	4
	(3) 児童への啓発	…	10
	(4) 保護者への啓発	…	11
	(5) 性犯罪防止対策に係る設備等支援	…	11

保育現場における職員と児童との適切な関係を保つ対策について

1 国の保育現場における性被害防止対策の推進

こども性暴力防止に向けた総合的な対策の推進

一部抜粋

- 「こども性暴力防止法」を起点として、こども家庭庁が中心となり、政府全体・関係業界を挙げて、こども性暴力防止に向けた施策を総動員（法的・予算的措置の両面）。総合的な対策を推進。

R6.6成立、R8.12までに施行予定

児童対象性暴力の防止に関する法律（通称「こども性暴力防止法」）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

塾などの民間事業者を含め広く事業者の責務を明確化

こどもの安全を確保するための措置 （学校設置者等、民間教育保育等事業者（認定事業者））

再犯対策のみならず9割を占める初犯対策・予防策を徹底する。

初犯対策

- (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
 - ・教員等の**研修**
 - ・危険の早期把握のための児童等との**面談等**
 - ・児童等が**相談を行いやすくするための措置**（相談体制等）
- (2) 被害が疑われる場合の措置
 - ・**調査**
 - ・被害児童の**保護**

再犯対策

- (3) 対象となる**性犯罪前科の有無の確認** 現職者も3年以内確認

性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※（3）性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。
防止措置の内容については、ガイドライン等を検討

- 性犯罪歴の有無について法務省に照会するシステムの運用が予定されている。（国において運用方法等を検討中）
- 「保育士特定登録取消者管理システム」による照会はR6から開始されている。

保育現場における職員と児童との適切な関係を保つ対策について

こども・若者の性被害防止のための総合的対策

一部抜粋

1. 加害を防止する取組

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 全国で取締りを強化

刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知

こども性暴力防止法案の提出、教育・保育業界における対策の促進

保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象としたプライベートゾーン等の啓発の推進

- 法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開し、広報を推進【法務省】
- 都道府県警察に対し、改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化を指示【警察庁】

- 「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、運用【警察庁】

- 児童対象性暴力の防止に関する法律案（通称「こども性暴力防止法」）を国会に提出【こども家庭庁】
- 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進【こども家庭庁、経済産業省、文部科学省】
 - 業界における取組を横断的に促進するための先進事例の把握・指針のひな型作成
 - 周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報
 - 教員性暴力等防止法及び改正児童福祉法に基づく取組を引き続き推進

- 保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等支援【こども家庭庁、文部科学省】
 - パーテーション等の設置によるこどものプライバシー保護
 - 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録等

- 「生命（いのち）の安全教育」の普及展開【文部科学省】
 - 「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。また、新たに取り組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画を作成し、周知するとともに、webに掲載し活用を促進。
- 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」を活用するなどしてプライベートゾーン等の啓発を行うよう、全国こども政策主管課長会議等で周知【こども家庭庁】

市の取り組みとして後述

2 本市の取組み

(1) 保育者への教育

保育内容の専門性に留意しつつ、職員一人一人がこどもの権利・人格を尊重し、保育所施設において虐待や不適切な保育を未然に防止するための研修や、児童を性暴力の当事者にしない（被害者にならない・加害者にならない・傍観者にならない）ための「生命の安全教育」について知識向上を図る研修を実施している。

(2) 民間保育施設への支援

本市の巡回指導員が、定期的に民間保育施設に訪問し、保育の内容、安全管理、施設的环境や職員の育成等について、助言・指導を行い、適切な施設運営と保育が行われるよう支援している。

また、性被害・性加害を防ぐための手引きを作成しているところであり、より現場の実態に即した対応ができるよう支援していく予定。

【保育内容の専門性について】

- 保育者が児童の養護・教育のために職務必要な保育の展開（愛着形成や生活の支援、体調管理等）を指す。
- 昨今の児童等への性暴力の防止に関する様々な施策・方針を踏まえ、全国保育士会において、保育の展開と留意点についての手引き『「子どもへの性暴力防止」の観点から考える保育の専門性』が策定されており、本市においても保育現場・研修等で幅広く活用している。

（参考）『「子どもへの性暴力防止」の観点から考える保育の専門』が例示する保育の展開場面について

- （１）愛着形成（遊びや生活における触れ合い）の場面
 - 抱っこ・おんぶ等
 - 触れ合い遊び
 - 午睡時の関わり
- （２）プール遊び・水遊びの場面
 - プール遊び・水遊び
- （３）生活の場面
 - 排泄の援助
 - 着替え（水着等含む）
 - 沐浴
 - シャワー
- （４）体調確認の場面
 - 身体測定
 - 目視や触診での確認
- （５）記録の場面
 - 写真撮影
- （６）その他
 - 子どもの性別への違和感や性自認への配慮等

(参考) 「子どもへの性暴力防止」の観点から考える保育の専門』が例示する保育の展開の一部紹介

全国保育士会「子どもへの性暴力防止」の観点から考える保育の専門性より抜粋

(1) 愛着形成(遊びや生活における触れ合い)の場面

遊びや生活における触れ合い等を通した愛着の形成は、周囲の人に対する信頼感を培うよりどころであり、また、自己肯定感を育むことにもつながります。その後の成長においても非常に重要な、人と関わり合いながら生きていくための力の基盤となるものであり、欠かすことのできない関わりです。

抱っこ・おんぶ等が、不可欠である理由



- 「抱っこ」は、安心感と信頼関係を育むために必要不可欠なものです。安心する場所、庇護される場所があるのは、その後の精神的発達にも影響するものです。
- 子どもが抱っこやおんぶを求めてきたときに、その甘えを受け止める、受け入れることにより、応答性が生まれます。この応答性は成長過程の言語発達や社会性の発達につながります。また、甘えを放置や拒否されことなく受容された経験の積み重ねは自尊心が育ち、人権感覚を養っていくと考えられます。

保育の展開における留意点の例

- 性暴力を疑われるような行為、例えば、特定の子どもだけ抱っこやおんぶをする、必要以上の密着、一般的ではない抱き方、などになっていないか、客観的な視点から確認する。
- 子どもへの愛情が、執拗な声かけ、必要以上に抱きしめる、キスをするなどのエスカレートした行為につながっていないか、振り返り、自己点検することを心掛ける。

保育現場における職員と児童との適切な関係を保つ対策について

【生命の安全教育について】

- 内閣府・文科省連携のもと作成（R3）された、発達段階（幼児、小学生低学年、小学生高学年、中学生、高校生）に応じた教材及び指導の手引き。
- 幼児期教材は「自分の身体の大切さ」「プライベートゾーンについて」「嫌な気持ちにしない・させない」の3部構成となっている。

（参考）生命の安全教育 幼児期向け抜粋



じぶんのからだは
じぶんだけのもので
とってもだいじなんだよ



ぶーるにはいるとき、
みずぎをきるのはなぜかな？



おうちでお風呂にはいるときは、
みずぎをきていないなあ…



みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせるところ
じゃないんだね！



くら・かお もだいじだよ！

いきなりさわられたり、
じろじろみられたりしたら
びっくりしたりいやなきもちになるよね

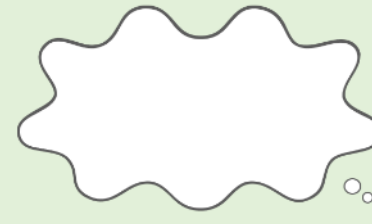


じぶんだけのだいじなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできるおとなにおはなししよう。

いやだ！



じぶんだけのだいじなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？



保育現場における職員と児童との適切な関係を保つ対策について

【虐待・不適切な保育の未然防止に関する研修】

年度	研修名	テーマ	内容	対象	参加者数
R6	園長・所長研修	「児童虐待の対応について」 子ども虐待の現状と保育所の対応について	児童虐待について理解を深めるとともに、保育施設における不適切な処遇を防止する	公立 民間	150人
R6	総括主任保育士研修	「児童虐待の対応について」 子ども虐待の現状と保育所の対応について	児童虐待について理解を深めるとともに、保育施設における不適切な処遇を防止する	公立	55人
R6	保育士研修	「適切な保育」についてあらためて考える 不適切な保育の未然防止のために	「不適切な保育」について考え、起こる原因や防止するための対策について知識を深める	公立 民間	185人
R7	園長・所長研修	「児童虐待の対応について」 子ども虐待の現状と保育所の対応について	児童虐待について理解を深めるとともに、保育施設における不適切な処遇を防止する	公立 民間	144人
R7	保育士研修	「子どもも保育者も幸せな保育をつくろ」 不適切な関わりをゼロにする	不適切な関わりが起こる要因を学び、演習を通し未然防止のための知識を身につける	公立 民間	198人
R7 予定	園長・所長研修 主任保育士研修	人権擁護に関する研修		公立 民間	

保育現場における職員と児童との適切な関係を保つ対策について

【「生命の安全教育」の知識向上を図る研修】

年度	研修名	テーマ	内容	対象	参加者数
R6	看護師研修	「生命（いのち）の安全教育」 子どもの性の理解について	公立施設看護師が通年研究した内容を民間 施設職員に対して発表	公立 民間	1 1 0 人
R6	看護師研修	「保育と連動した小児保健について」 園ではじめる性教育	保育現場の現状について理解を深め、実践 につながる性教育について学ぶ	公立 民間	1 2 3 人
R7 予定	園長・所長研修 保育士研修	性教育に関する研修		公立 民間	
R7 予定	看護師研修	性教育について		公立 民間	
R7 予定	看護師研修	「保育と連動した小児保健について」 性の多様性をめぐる保育・教育の課題		公立 民間	

（４）保護者への啓発

保育所での取り組みをおたより等で保護者に周知し、保護者に対して「生命の安全教育」等を活用した啓発を行っています。

（５）性犯罪防止対策に係る設備等支援

補助対象	パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等の設置
補助基準額	1施設あたり100千円
補助割合	民間施設： 国1／2、市1／4、事業者1／4 公立施設： 国1／2、市1／2
R7予算額	16,100千円（民間：11,100千円 公立：5,000千円）